

通 所 介 護 介護予防通所介護

重要事項説明書

<令和6年 4月 1日現在>

1. 事業所の概要

事業所名	デイサービスセンター プレミア東松戸		
所在地	千葉県松戸市紙敷297番2号	TEL	047-712-1165
		FAX	047-712-1160
介護保険指定番号	1271207787	設立年月日	平成29年 3月 1日

2. 事業所の運営方針

・一人ひとりにとって最高のサービスを提供し続けることにより、関わる人すべての人生と地域福祉の健全な発展に貢献する。

- ①その人がその人らしい生活を営むことができるよう支援します。
- ②利用者の満足向上の為、先駆性、独自性を発揮し、積極的サービスに努めます。
- ③地域社会と共に、発展する法人を目指します。
- ④多様な人材をひきつけ、活力ある法人を目指します。
- ⑤利用者、地域住民、職員が良いと思える社会福祉事業体を目指します。
- ⑥継続的なサービス提供の維持、拡大の為、効率的な事業運営を目指します。

3. 事業実施地域及び営業時間

事業の実施地域	松戸市・鎌ヶ谷市・市川市・船橋市（一部地域）
営業日及び営業時間	月曜日～土曜日 8:30～17:30
営業をしない日	日曜日・12月30日～1月3日

4. 職員体制

従業者の職種	人数	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1名	1名	名	事業所の管理業務に従事します
生活相談員	2名	2名	名	生活指導その他通所介護業務に従事します
機能訓練指導員	2名	2名	名	機能訓練指導、助言を行います
事務職員	2名	1名	1名	庶務及び会計事務に従事します
介護職員	11名	4名	7名	日常生活の介護、援助業務に従事します
看護職員	2名	1名	1名	看護及び保健衛生業務に従事します
管理栄養士	1名	1名	名	給食管理、栄養指導に従事します

5. 事業所設備

定 員	30名	相 談 室	1 室
食堂・機能訓練室	137.30 m ²	静 養 室	1 室 2 床
浴 室	一般浴槽と特殊浴槽にて対応しています。	送 迎 車	車椅子対応車 7 台

6. サービス内容

(1) 食 事

栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。

(2) 入 浴

入浴の介助を行います。車椅子を利用されている方は、特殊浴槽を使用しての入浴も可能です。入浴サービスの利用は任意です。

(3) 排 泄

利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

＜当事業所の保有するリハビリ器具＞

歩行器 3 台

車椅子 2 台

平行棒 1 台

(5) 健康チェック

血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

(6) 相談及び援助

利用者とその家族からの相談に応じます。

(7) 送 迎

ご自宅から施設までの送迎を行います。

7. 利用料金

(1) 通所介護利用料（通常規模型通所介護）

・サービス提供時間：9：15～16：30（7時間以上8時間未満）といたします。

（7時間以上8時間未満）1日あたり

要介護状態区分	利用料金	介護保険適用時の 自己負担額（1割）	介護保険適用時の 自己負担額（2割）	介護保険適用時の 自己負担額（3割）
要介護1（658単位）	6,876円	688円	1,376円	2,063円
要介護2（777単位）	8,120円	812円	1,624円	2,436円
要介護3（900単位）	9,405円	941円	1,881円	2,822円
要介護4（1,023単位）	10,691円	1,070円	2,139円	3,208円
要介護5（1,148単位）	11,997円	1,200円	2,400円	3,600円

(2) サービス提供体制強化加算 1日あたり

	要介護区分	介護保険適用時の 自己負担額(1割)	介護保険適用時の 自己負担額(2割)	介護保険適用時の 自己負担額(3割)
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	要介護1～5 (22単位)	23円	46円	69円
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	要介護1～5 (18単位)	19円	38円	57円
サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)	要介護1～5 (6単位)	6円	12円	19円

(3) 介護職員処遇改善加算【Ⅰ】

所定単位数の5.9%に相当する単位数。

(4) 特定処遇改善加算【Ⅰ】

所定単位数の1.2%に相当する単位数。

(5) 介護職員等ベースアップ等支援加算

所定単位数の1.1%に相当する単位数。

(6) 入浴介助加算【Ⅰ】(40単位/日)

1回あたり418円。ただし、介護保険適用時の1割の自己負担額は42円。2割負担の方で84円。3割負担の方で126円です。

(7) 入浴介助加算【Ⅱ】(55単位/日)

1回あたり574円。ただし、介護保険適用時の1割の自己負担額は57円。2割負担の方で115円。3割負担の方で172円です。

(8) 個別機能訓練加算【Ⅰ】イ(56単位/日)

1日あたり585円。ただし、介護保険適用時の1割の自己負担額は59円。2割負担の方で117円。3割負担の方で176円です。

(9) 個別機能訓練加算【Ⅰ】ロ(76単位/日)

1日あたり794円。ただし、介護保険適用時の1割の自己負担額は80円。2割負担の方で159円。3割負担の方で239円です。

(10) 個別機能訓練加算【Ⅱ】(20単位/月)

1月あたり209円。ただし、介護保険適用時の1割の自己負担額は21円。2割負担の方で42円。3割負担の方で63円です。

(11) 科学的介護推進体制加算(40単位/月)

1月あたり418円。ただし、介護保険適用時の1割の自己負担額は42円。2割負担の方で84円。3割負担の方で126円です。

(12) 中重度ケア体制加算(45単位/日)

1日あたり470円。ただし、介護保険適用時の1割の自己負担額は47円。2割負担の方で94円。3割負担の方で141円。

(13) 昼食費(おやつ代含む)

1食あたり650円。(全額自己負担)

(14) 配食弁当

1食あたり590円。(全額自己負担)

(15) その他

日常生活費、行事等で実費が発生した場合については、自己負担としてご請求させていただきます。

8. 利用者負担額

$$\left(\begin{array}{c} \text{利用料金} \\ + \\ \text{各種加算費用} \end{array} \right) \times \frac{10.45 \text{ (5級地単価)}}{10.00 \text{ (報酬単価)}} = 5 \text{ 級地の利用料金}$$

- ・介護保険適用時の自己負担額は利用料金の1割・2割・3割となります。
(単位数計算により多少の誤差が生じる場合があります。)
- ・この他に、昼食費等が自己負担としてかかります。

9. キャンセル料

- ・お客様のご都合でサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。
(1) 当日の朝、送迎前8時30分迄にご連絡がなかった場合、キャンセル料として昼食費(650円)のみいただきます。

10. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当施設職員がお伺いいたします。利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針について、「居宅サービス計画(ケアプラン)」の内容を踏まえ、「通所介護計画」を作成し、確認を頂いた上で契約を締結します。

(2) 要介護認定を受けていない場合

まだ要介護認定を受けていない場合は、居宅介護支援事業所の紹介等、要介護認定の申請に必要な支援を行います。

11. 人権擁護・虐待防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者は下記のとおりです。

虐待防止に関する責任者	管理者 倉根 司
-------------	----------

(2) 虐待防止を啓発・普及するための研修を従業者に対して実施しています。

(3) その他虐待防止のために必要な措置

事業者は、サービス提供中に、従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに各市町村又は地域包括支援センターに通報します。

(4) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。

1 2. 当該施設のデイサービスの特徴

(1) 基本理念

- ・信頼と共感により安心の輪を広げます。

(2) 基本方針

- ・適切な通所介護計画に基づき、利用者が自立した生活を送れるよう、可能な限り支援します。
- ・職員は利用者の立場に立ち、基本的人権と意思を尊重し、懇切丁寧な介護サービスの提供に努めます。
- ・各種介護サービスの提供を通じ、心身の機能の維持や他の利用者の方とのふれあい等、社会的孤立の解消とご家族の身体的・精神的負担の軽減をはかります。
- ・利用者が健康でいきいきと生活出来る施設として、趣味を生かし、ご家族や地域との交流を積極的に図っていきます。

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示して下さい。
- ・決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- ・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・現金・貴重品類のご持参はご遠慮ください。
- ・施設内での他の利用者や職員に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

1 3. 緊急時の対応方法

- ・サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	病院名及び 所在地	
	主治医氏名	
	連絡先	

緊急 連絡先	氏名（続柄）	()
	住所	
	連絡先	

14. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底と業務を継続的に実施するための観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等に取り組みます。

15. サービス利用に関する苦情・相談

(1) 当施設の利用者相談・苦情担当窓口

担 当 者	倉根 司（デイサービス管理者）
電 話 番 号	047-712-1165
第三者委員	湯浅隆雄（町会長）、湯浅正志（前町会長）

(2) その他

当施設以外に、市区町村の相談・苦情窓口等に伝える事ができます。

- ・千葉県国民健康保険団体連合会 苦情処理窓口 電話 047-254-7428
- ・松戸市 介護保険課 電話 047-366-7370
- ・松戸市東部地域包括支援センター 電話 047-330-8866

16. 非常災害対策

- ・災害時には「消防計画」などの規定に基づき、利用者の安全確保に努めます。
- ・非常災害の発生時において、業務を継続的（BCP）に実施するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

17. 事業者

法 人 名	社会福祉法人 白寿会		
法人所在地	東京都足立区扇1丁目3番5号	TEL	03-3890-3333
		FAX	03-3890-5551
代表者氏名	理事長 川 名 美 枝 子	設立年月日	平成16年 11月 30 日